

## ○産業建設委員長報告

産業建設委員長 三津 良裕

産業建設委員長報告を申し上げます。

今期定例会で、当委員会に付託されました案件は、「議案第44号 鳴門市道路占用料条例の一部改正について」ほか議案3件であります。

当委員会は去る6月13日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案4件は、原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

まず、議案第44号「鳴門市道路占用料条例の一部改正について」であります。消費税率の引上げに伴い、所要の改正を行うものであります。

委員からは、もし10月1日に消費税率の引上げがなければどうするのか、との質疑があり、国の動きは消費税率の引上げを前提に、自治体へプレミアム付商品券事業などの指示をしている。消費税率が引上げられなかった場合は、条例の施行前に、このたび提出された消費税率引上げに伴う一部改正条例の廃止手続をとるとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第45号「鳴門市河川占用料条例の一部改正について」であります。消費税率の引上げに伴い、所要の改正を行うものであります。

委員からは、河川占用の用途は何かとの質疑があり、代表的な例として橋や配電線があるとの説明を受けました。また、占用料の収入は毎年同程度であるのかとの確認があり、毎年ほぼ同額であるとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

次に、議案第46号「鳴門市下水道条例の一部改正について」であります。消費税率の引上げに伴い、所要の改正を行うものであります。

委員からは、下水道加入者の負担はどうなるのかとの確認があり、下水道加入者の負担には、加入時の受益者負担金と使用料があるが、受益者負担金については消費税は関係なく、使用料については一般家庭の平均水量で考えた場合、消費税率引き上げ後は1カ月あたり76円の費用負担が増えることになるとの説明を受けました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

-----  
次に、議案第47号「鳴門市漁港管理条例の一部改正について」であります  
が、消費税率の引上げに伴い、所要の改正を行うものであります。

委員からは、県や市が管理する漁港の数と収入について確認があり、県管  
理の漁港が4港、市管理の漁港が8港である。また、使用料の収入は3件あ  
り、直近では日出港で132万3600円、亀浦漁港は14万7960円、櫛木漁港は4万2  
300円であるとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案を了といたしました。

-----

以上が、当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い  
申し上げます。